

◎ その他

「財産の取得」

池新田工業用地として11,628.91平方メートルを取得するもの。

「訴えの提起」

給食費の支払い督促に対して7人から異議の申し立てがあったため、簡易裁判所に訴えを提起するためのもの。

「工事請負（委託）契約の締結」

防災行政無線（同報系）整備工事（設備更新）、高松幼稚園園舎改築工事（建築主体工事）、佐倉地区多目的ホール建築工事、池新田浄化センター増設工事の請負（委託）契約締結を承認した。

◎ 平成19年度一般会計予算の補正

No.	区 分	補正前の額	補 正 額	計
1	一 般 会 計	184億円	6,900万円	184億6,900万円

◎ 下水道事業特別委員会を設置

御前崎地区への公共下水道事業について調査・審議し、結論を得るために議員全員で組織する特別委員会を設置したもの。

◎ 意見書

「下水道整備の促進に関する意見書」

下水道は、生活環境の改善、公衆衛生の向上、良好な水環境の回復保全に必要不可欠な社会基盤施設であり、御前崎市においても公共下水道の整備を推進しているところである。平成17年度末の静岡県下水道普及率は、51.4%であり、全国平均の69.3%と比べると大きく遅れている状況である。

現在、市町村合併が進んでいる中、円滑に整備を推進するため下水道法施行令による特例措置が講じられているが、その期限は平成19年度末であるため、本市においては、その後の下水道整備の遅れが懸念されているところである。

よって、国においては下記事項の実現を図ることを強く要望する。

記

1. 下水道整備の着実な推進と下水道普及率の地域間格差の是正を図るため、十分な予算措置を講ずること。
2. 合併後の市町において、平成20年度以降の下水道普及率の伸びを確保するとともに、下水道整備に遅延が生ずることがないように下水道法施行令による合併特例措置の延長を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月27日

御前崎市議会

〔提出先〕 内閣総理大臣、国土交通大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長